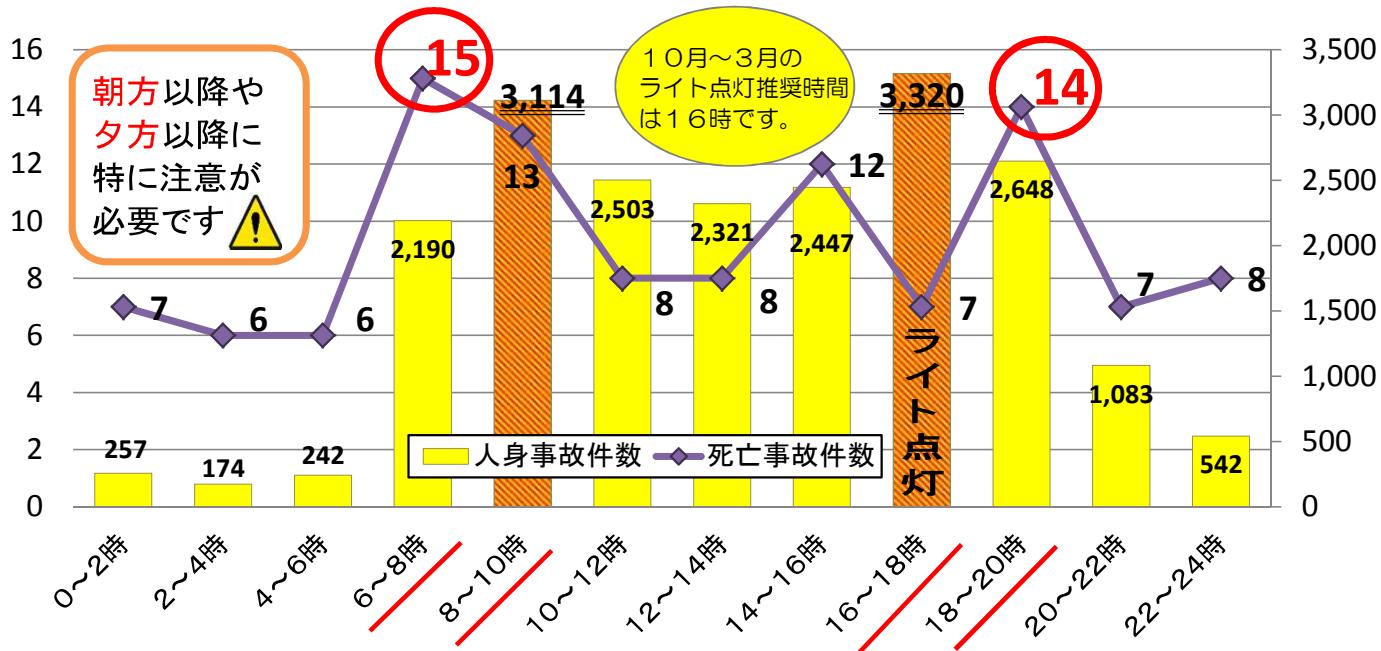




第113号 交通安全だよい

交通事故発生状況(令和元年11月末現在)※()…前年対比 令和2年1月兵庫県交通安全室

人身事故件数20,841件(-1,571)、死者数114名(-23)、傷者数25,094名(-2,192)



冬は日の入りが早く、日の出が遅いため、外が暗い時間が長くなります。

自転車に乗る際には早めにライトを点灯したり、歩行者は明るい色の服装で、反射材を身につける等、周りに自分の存在を示し、交通事故にあわないように気をつけましょう。

また、自動車や二輪車を運転する際にも、早めにライトを点灯する、対向車や先行車がないときにはハイビームを活用する等、歩行者や自転車を早めに発見しやすいように努めましょう。

ご存じですか？運転中のスマホ使用の罰則強化！

令和元年
12/1施行 道路交通法改正により
罰則強化しません！

反則金が6000円から
18000円に引上げます!!!
※運転の場合は、車両の種類により金額は変わります。

運転中のスマホ使用

運転中のスマホ等利用に対する罰則強化の内容

運転中にスマートフォン等を使用する場合	携帯電話使用等(保持)…通話(保持)、画像注視(保持)する行為	改正前	改正後
運転中にスマートフォン等を使用する場合	5万円以下の罰金 大型…7千円 普通…6千円 二輪…6千円 原付…5千円 点数 1点	6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金 大型…2万5千円 普通…1万5千円 二輪…1万5千円 原付…1万2千円 点数 3点	
運転中にスマートフォン等(交通の危険)…	運転中にスマートフォン等(交通の危険)…	運転中にスマートフォン等(交通の危険)…	
運転免許証の再交付について	運転免許証を受けた者が公安委員会に運転免許証の再交付を申請することができる場合とし、運転免許証の記載事項の変更届出したとき等が追加されました。	運転免許証を受けた者が公安委員会に運転免許証の再交付を申請することができる場合とし、運転免許証の記載事項の変更届出したとき等が追加されました。	
運転経歴証明書について	運転免許証を自主返納した者だけでなく、運転免許を失効した者も運転経歴証明書の交付申請が可能となります。	運転免許証を自主返納した者だけでなく、運転免許を失効した者も運転経歴証明書の交付申請が可能となります。	

道路交通法の一部が改正されました

運転免許証の再交付について

運転免許証を受けた者が公安委員会に運転免許証の再交付を申請することができる場合とし、運転免許証の記載事項の変更届出したとき等が追加されました。

運転経歴証明書について

運転免許証を受けた者が公安委員会に運転免許証の再交付を申請することができる場合とし、運転免許を失効した者も運転経歴証明書の交付申請が可能となります。

道路交通法の一部改正により、以下のようにになりました。

○携帯電話使用等(保持)…通話(保持)、画像注視(保持)する行為⇒罰則強化

○携帯電話使用等(交通の危険)…

通話(保持)、画像注視(保持)、画像注視(非保持)することによって交通の危険を生じさせる行為⇒罰則強化

○運転免許証の再交付について

⇒運転免許証の再交付を申請することができる場合として、記載事項の変更届出をしたとき等が追加

○運転経歴証明書について

⇒運転免許証を自主返納した者だけでなく、運転免許を失効した者も運転経歴証明書の交付申請が可能

詳しくはチラシをチェック！